

第1221回 高知市教育委員会 6月定例会 議事録

1 開催日 令和元年6月27日(木)

2 教育長開会宣言

3 議事

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 市教委第25号 高知市社会教育委員の委嘱等について

日程第3 市教委第26号 高知市スポーツ推進審議会委員の委嘱について

日程第4 市教委第27号 高知市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について

日程第5 市教委第28号 高知市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正について

日程第6 市教委第29号 高知市指定文化財の名称変更について

日程第7 市教委第30号 令和元年度教育委員会事務の点検・評価について

報告 ○第470回高知市議会定例会に提出する予算議案及び予算外議案に対する意見についての教育長専決処分の報告について

○令和元年6月市議会個人質問概要について(教育委員会関係)

4 出席者

(1) 教育委員会	1 番教育長	山 本 正 篤
	3 番委員	西 森 やよい
	4 番委員	野 並 誠 二
	5 番委員	森 田 美 佐
(2) 事務局	教育次長	弘 瀬 健一郎
	教育次長	高 岡 幸 史
	教育政策課長	島 内 裕 史
	学校教育課長	溝 渕 隆 彦
	学校教育課学力向上指導監	岡 本 伸 浩
	教育環境支援課長	岩 原 圭 祐
	生涯学習課長	小 畑 和 正
	人権・こども支援課生徒指導対策監	中 井 昭 秀
	図書館・科学館課長	高 石 敏 子
	教育研究所長	近 森 夏 彦
	民権・文化財課長	山 岡 奈穂子
	教育政策課長補佐	濱 田 光
	スポーツ振興課長補佐	北 添 地 平
	教育政策課総務担当係長	神 岡 純 子
	教育政策課主任	西 村 夏 海

5 欠席委員

2 番委員 谷 智 子

1 令和元年6月27日(木) 午後3時00分～午後4時10分(たかじょう庁舎5階北会議室)

2 議事内容

開会 午後3時00分

山本教育長

ただいまから第1221回高知市教育委員会6月定例会を開会いたします。

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は森田委員、よろしくお願ひいたします。

森田委員

はい。

山本教育長

それでは、議案審査に移ります。

日程第2 市教委第25号「高知市社会教育委員の委嘱等について」を議題とします。それでは事務局から説明をお願いします。

生涯学習課長

市教委第25号「高知市社会教育委員の委嘱等について」ご説明します。

社会教育法第15条におきまして、「市町村は社会教育に関し、助言するため社会教育委員を置くことができる」と定められておりまして、本市はこの規定に基づき、「高知市社会教育委員に関する条例」を設け、社会教育委員を委嘱しております。

今回、令和元年7月6日で2年の任期が満了となることから、新たに委員の委嘱を行おうとするものでございます。

3ページをご覧ください。高知市社会教育委員の名簿でございます。

今回、社会教育委員として委嘱を予定している方々は19名で、うち15名が再任、4名の方が新たに委嘱を行おうとする方でございます。新任4名の方のご説明をさせていただきます。

まず、名簿7番の株式会社高知放送報道制作局専任局長の久保田浩史さんと名簿15番の株式会社高知新聞社教育・地域事業室次長兼よもっかN I E編集部長の松井直人さんは、社内異動による交代でございます。名簿8番の中越英二さんは、校長会からの推薦による交代、名簿16番の松岡聖士さんは、高知市人権教育研究協議会会長の交代に伴う委嘱でございます。

委員の任期は令和元年7月7日から令和3年7月6日でございます。また、委員における女性委員の比率は、47.4%でございます。

説明は以上でございます。

山本教育長

この件に関しまして、質疑等ございましたらお願ひいたします。

この会は、年2回開催していますか。

生涯学習課長

はい。

山本教育長

第1回の会が7月ですか。

生涯学習課長

今回は、7月10日に工石山青少年の家で予定しております。

山本教育長

今回の委嘱については、それぞれの所属の人事異動に伴うもので、あの方については、引き続きお願いをしている形になります。大体、この会を行うときは勉強会というような形で、高知市の施設等いろんな所に行っていたら、その施設の見学をした上で意見交換行っているところがございます。

よろしいでしょうか。

西森委員

1点だけ。今回の新任の方ではないですけども、9番の方ですとか、あるいは17番の方とかを拝見すると、女性の方が入っていただけるように、役職がある方だったら女性の方がなどといった感じで、もしかしたら推薦依頼していらっしゃるような工夫をされているのかなと思いましたが、そういうところありますか。

生涯学習課長

委嘱をお願いする文書に、女性委員のご推薦について一文入れさせていただき、団体にお願いしています。

西森委員

非常に意欲的にやっていただいて、ありがとうございます。

山本教育長

高知市の委員については、目標として40%というところがありますので、そこをクリアできるようにということです。

男女共同参画の方でも毎年、全ての各審議会委員の数を調べ、その構成比等についてチェックをした上で、そちらにも委員会はありますので、そこへ報告をし、ご意見をいただいたりして、きちんと男女共同参画ができていのかどうかについて、確認を取るようになっています。

よろしいでしょうか。

委員一同

—————【は い】—————

山本教育長

それではほかにご意見もないようですので、この件につきまして質疑を終了しまして、採決に移りたいと思います。市教委第25号「高知市社会教育委員の委嘱等について」は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

—————【異議なし】—————

山本教育長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第25号は原案のとおり決しました。

日程第3 市教委第26号「高知市スポーツ推進審議会委員の委嘱について」を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

スポーツ振興課長補佐

資料4ページ、市教委第26号「高知市スポーツ推進審議会委員の委嘱について」ご説明させていただきます。

高知市スポーツ審議会は、スポーツ推進計画や市の基本的な施策、また、スポーツ団体に対する補助に関する事、その他スポーツの推進に関し必要な事項を審議するため、条例により設置されています。

今回、任期中の委員から辞退の申出があり、委員の交代をするものです。

委員任期は、昨年の平成30年6月1日から令和2年5月31日までの2年間となっており、新たに任命する委員は、前任者の残任期間となります。

5ページのとおり、高知県立障害者スポーツセンタースポーツ指導員の鳴瀧寛子さんから福本志満さんへ、高知地区中学校体育連盟会長で高知市立一宮中学校長の田所和仁さんから高知市立南海中学校長の澤本光男さんへ、人事異動に伴う変更となっています。

以上で説明を終わります。

山本教育長

この件に関しまして、質疑等ございましたらお願いいたします。

西森委員

こういう考え方が必要なのかどうかということも含め、教えていただきたいです。

スポーツというとたくさんの競技数があると思います。それでもやはり、体育館でやる競技とか、トラック競技とか、プールでやる競技、冬季の競技とか、いろいろなある程度のジャンル分けはあると思います。こういう審議会の委員さんを推薦するときに、そういった競技のバランスみたいなことはご検討されますか。

スポーツ振興課長補佐

小学校の体育連盟の会長であったり、中学校の体育連盟の会長というところで、まずは学校体育の全部の競技を把握している部分、それから障害者スポーツの観点、そして管理栄養という部分での観点と大学のいろいろな競技を教えている先生、あとは高知新聞の運動部長、こういった多様な競技を見ている方々にお願いをしております。

西森委員

分かりました。

高岡教育次長

考え方として、高知市のスポーツの範囲といいますか、一方で県のスポーツの範囲みたいなのところがあります。県の方では、今、言われている国体の順位や競技スポーツの強化という部分、これについては、県が担っている部分が多いところがあります。高知市の担う部分というのは、生涯スポーツや地域スポーツ、そして生きがい、高齢者の方などのスポーツ、レクリエーション、そういった部分が市、きちっとしたさび分けはないですけども、濃い薄いで言うと、市はそっちが濃く、県は競技スポーツ、例えば、オリンピックであったり、選手育成をするなど。それぞれ力を入れる方向性というのが一定ありますので、個別競技の団体の方に、高知市の審議会の委員に入ってもらおうというのは、余りケースとしては少ないというふうに思っています。県の方の競技スポーツの強化委員会などになると、個別のスポーツのそういう強化担当の方が入られて行こうというケースはあると思います。

西森委員

丁寧なご説明ありがとうございました。強化部門と普及部門というとすれば、普及の方に重点を置かれていて、そういう意味では各委員さんが、自分はバスケのエキスパートだとか自分は野球だとか、あるいは気付いたら野球が二人いるけど、何かの競技がないとかではなく、広くそういう教育で見られている方が、入られているということですね。

高岡教育次長

そういう認識でよろしいかと思えます。

西森委員

ありがとうございます。

山本教育長

それではこの件の質疑を終了しまして採決に移ります。市教委第26号「高知市スポーツ推進審議会委員の委嘱について」は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

【異議なし】

山本教育長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第26号は原案のとおり決しました。

日程第4 市教委第27号「高知市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について」を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

人権・こども支援課生徒指導対策監

市教委第27号「高知市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について」ご説明いたします。

趣旨といたしましては、任期中の委員から辞退の申し出があり、委員の交代をするものでございます。

高知市いじめ問題対策連絡協議会は、いじめ防止対策推進法第14条及びいじめ問題対策連絡協議会等条例に基づき、高知市におけるいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携の推進に関し、必要な事項を協議するとともに、当該機関及び団体相互の連絡調整を図り、いじめの防止等のための効果的な対策を推進することを目的といたしまして、平成27年11月に発足し、委員につきましては、条例に定める機関・団体からご推薦いただき、12名の委員を委嘱させていただいております。委員の任期は2年以内とされており、現委員の任期は令和元年9月30日までとなっておりますが、6月現在、1名が所属機関からの異動を理由に交代をするものでございます。

お手元の資料9ページの委員名簿をご覧ください。今回、異動がございましたのは、高知商業高等学校PTAでございます。解嘱と新たな委嘱はお手元の資料8ページの名簿どおりとなっております。

新しい委員の委嘱期間は、高知市いじめ問題対策連絡協議会等条例第5条に基づき、前任者の残任期間となります。

なお、今回の委嘱に際しましては、12名の委員中、男女比の変動はございませんでした。女性委員の割合は、33%となっております。ご承認をお願いいたします。

以上でございます。

山本教育長

この件に関しまして、質疑等ございましたらお願いいたします。

森田委員

教えてください。8ページの名簿の交代ですけれども、PTAの会長から副会長になられているということですが、これは会長でなくても構わないのですか。副会長でも全く問題がないということですか。

人権・こども支援課生徒指導対策監

PTAの中からということで、会長というふうに定義はしておりません。先ほどありましたけれども、女性委員ということで、依頼文書にもそういう文言を入れておりますので、そういった配慮もあったものかと思っています。

森田委員

ありがとうございます。副会長でも力があればどなたでもなれるというか、そういうことがあると、若手の方であるとか女性の方とか、その委員の多様性、年齢構成や性別などいろいろ多様などになるので、そういうことができるなら、これもいいことだなと考えました。ありがとうございます。

人権・こども支援課生徒指導対策監

ありがとうございます。

山本教育長

それではこの件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第27号「高知市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について」は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

—————【異議なし】—————

山本教育長

ご異議なしと認めます。よって市教委第27号は原案のとおり審議を決しました。

日程第5号 市教委第28号「高知市立学校の学校医，学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正について」を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

教育環境支援課長

それでは、「高知市立学校の学校医，学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正について」説明いたします。議案書10ページをご覧ください。

改正趣旨としましては，国家公務員の公務災害補償における介護補償の額の引上げが，平成31年4月1日に行われたことに伴いまして，規則の改正を行うものです。12ページ目の新旧対象表をご覧ください。新旧対照表の下線部が改正されます。

「介護補償額」が改正されるもの，1点でございます。

第4条第4項第1号中「105,290円」を「165,150円」に改め，同項第2号中「57,190円」を「70,790円」に改め，同項第3号中「52,650円」を「82,580円」に改め，同項第4号中「28,600円」を「35,400円」に改める，介護補償の額を引き上げる改正内容となっています。

各号の金額は，学校医等が公務災害により介護補償を受ける場合に，介護補償として支給される月額上限額で，1号は「常時介護を要する場合で，介護に要する費用を支出した場合」の額，2号は「常時介護を要する場合で，親族による介護を受けた場合」の額，3号は「随時介護を要する場合で，介護に要する費用を支出した場合」の額，4号は「随時介護を要する場合で，親族による介護を受けた場合」の額となっています。

この規則は公布の日から施行し，改正後の規定は，平成31年4月1日から適用することとしています。

なお，経過措置により，平成31年4月1日以後に支給すべき事由が生じた介護補償については適用し，同日以前に支給事由が発生したものは従前の例によるとされます。

以上で説明を終わります。

山本教育長

この件に関しまして，質疑等ございましたらお願いいたします。

西森委員

5割増しの大幅アップということですが，これは今回示された人事院からの補償額の引上げ率と言うと変ですが，大体，ほかもこういう5割増しぐらいということですか。

教育環境支援課長

そういうふう聞いております。

西森委員

かなり急激な引上げのように見えるので，今までが良くなかったということなのかと思いますが，一律の率に伴って引き上げられている，ということでございますね。

教育環境支援課長

はい，そういうことです。

西森委員

はい，了解でございます。

山本教育長

他にご質問はありますか。

介護保険なども，このように上がっているのですか。

教育環境支援課長

介護保険が急に上がっているわけではないです。

山本教育長

それと連動したものではないということですね。

確かに今おっしゃったように、今回のこの上げ幅といのは大きいですよ。

西森委員

はい。

山本教育長

それでは、ほかにご意見もないようですので、この件につきまして質疑を終了しまして、採決に移りたいと思います。市教委第28号「高知市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正について」は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

—————【異議なし】—————

山本教育長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第28号は原案のとおり決しました。

日程第6 市教委第29号「高知市指定文化財の名称変更について」を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

民権・文化財課長

資料13ページ、市教委第29号「高知市指定文化財の名称変更について」ご説明します。

先月、5月定例会におきまして、「高知市指定文化財の名称変更に係る諮問について」お諮りさせていただき、高知市文化財保護審議会へ諮問することとなりました。高知市史跡「野中兼山墓」の名称変更について、令和元年6月19日に実施した、令和元年度第1回高知市文化財保護審議会におきまして、意見を求めた結果、15ページに答申の写しがございますが、高知市史跡「野中兼山墓」の名称を、高知市史跡「野中兼山と一族の墓」と変更することについて、異議はない旨の答申を得ました。

これを受け、今回、高知市史跡である「野中兼山墓」の名称を「野中兼山と一族の墓」に変更することについて、お諮りし、あわせて、14ページ高知市史跡の名称変更の告示を行うことについてもお諮りするものです。

名称のみの変更であり、史跡範囲・面積の変更はございません。

以上で説明を終わります。

山本教育長

この件に関しまして、質疑等ございましたらお願いいたします。

西森委員

先月もいろいろご説明いただいたところでございます。具体的に何がどういふふうになるのかということをお伺いしたいと思います。先ほどの規則の変更などでしたら、規則の旧がこういふふうに変わるなど。イメージ的にいうと、今後、新しいものに差し替えとかもあり得るのかなと、紙ベースでは把握しました。今回、これが名称変更になったら、つまり、この告示が出る。この告示というの、どういふふうな手続で、どうするのかということ、これらをお伺いしたいのが1点と、その紙ができたなら、判とか押されるのですか。よく分からないのですが、どこかに綴られることにはなるのだろうと思うのですが、それがどこに行くのだろうということ、何かそれ以外に書類上というか、台帳上書き換えられるものが存在するのかなどという、その辺りを教えていただけますか。

民権・文化財課長

まず、告示につきましては、告示として高知市の掲示板に掲示をされることとなります。この告示が終わりましたら、土地の所有者へ通知をするという形を採ります。それから、高知市教育委員会が設置している案内板や標識の変更というものがなくなってまいります。あと、高知市に文化財の指定の台帳がございますので、台帳上の変更手続をする必要がございます。

西森委員

台帳上の変更、分かりました。台帳上のどこかに、この告示も綴じることになりますか。

民権・文化財課長

告示自体は、高知市の掲示板というところに、皆さんが基本的には見れるという掲示板に、貼り出します。

西森委員

紙は残らないのですか。一定期間過ぎたら掲示板からはがして、その後は。

山本教育長

高知市公報という形で、紙の綴りで残ります。

あかいるまちとかではなく、高知市公報で、条例改正などを公表するため発行するものがありますけれども、それに綴って残ります。

高岡教育次長

一定期間、掲示板に貼り付けまして、それが終わりましたら、法規の担当がそれを綴ります。掲示するものはこの件だけではないので、まとめて保管します。当然、教育委員会にも、担当課にも保管、ペーパーとして残ります。

西森委員

分かりました。ありがとうございます

野並委員

このことを受けて、教育委員会として何か具体的に、プレートを貼り替えるなど、そういうのはありますか。

民権・文化財課長

はい、先ほど少し申しましたが、設置の案内板などもございますので、案内板とか標識の変更を、まずは、応急的に実施しまして、その後、正式に変更していきたいと思っています。

野並委員

整備とかそういったもの、掃除的な、それは教育委員会の範疇ではないですか。

民権・文化財課長

地元をお願いをしている部分がございます。

野並委員

ありがとうございました。

作家の宮尾登美子さんのことなどからすれば、ある意味では観光面にも。

山本教育長

そうですね。特に宮尾登美子さんに興味のある方であれば、下から一応、案内板はあるようですので、そこを辿って行っていただいたらということです。そこには簡単な説明の板もあるようですので、そこも取り替える必要が出てきますけど、決まった後、予算を取って正式な対応をする。それまでは簡易な形で対応したらいいかと思います。

ほかに質疑等は、よろしいでしょうか。

委員一同

—————【は ー い】—————

山本教育長

それではこの件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第29号「高知市指定文化財の名称変更について」は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

—————【異議なし】—————

山本教育長

ご異議なしと認めます。よって市教委第29号は原案のとおり決しました。

日程第7 市教委第30号「令和元年度教育委員会事務の点検・評価について」を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

教育政策課長

「令和元年度教育委員会事務の点検・評価について」ご説明いたします。別途配付しております資料をご覧ください。

まず1は、この制度の経過です。「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の第26条第1項に「教育委員会は、その権限に属する事務の管理、執行状況について点検・評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表しなければならない」と規定されており、また第2項では、「点検・評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図る」となっています。この法律は平成20年4月に施行されておりました、本市でも20年度以降毎年、点検・評価を実施しており、今年で12年目となります。過去5年間の対象事業は、(2)から(6)に記載しておりますのでご確認ください。その(6)に記載しておりますとおり、昨年度から各項目に副題を設けております。その理由といたしましては、昨年度もご説明をさせていただいたと思いますが、これまで毎年、実施してきたところですが、その項目が、例えば「学力向上対策」といった包括的なものであったり、「学校給食における地産地消」といった焦点を絞ったものであったりと様々でございましたので、包括的な項目を一定期間、継続して実施しながら、毎年、副題を設定して焦点を絞って点検・評価を行った方が、より効果的な点検・評価になるのではないかということで、昨年度からこのように副題を設定する形にしているものです。

本年度の対象事業につきましては、裏面2の令和元年度の取組をご覧ください。

本年度は、①学力向上対策、②特別支援教育の充実、③児童生徒の安全対策の推進の3つの事業で、これらは今年度の重点事業かつ継続性のある事業でございます。なお、①学力向上対策と②特別支援教育の充実については昨年度からの継続事業であり、③の安全対策は、本年度から実施している通学時のヘルメットの購入助成及び着用率向上と、昨年度から実施している学校のブロック塀改修事業で、災害や事故から児童生徒の命を守る安全対策事業を挙げております。

次に、3番、今後のスケジュールについてですが、今回6月の教育委員会で対象事業が決定されますと、以降、関係各課で一次評価を行い、9月の教育委員会に報告をいたします。その後、10月には評価委員さんから意見をいただき、11月に最終の点検評価報告書案を教育委員会に提出、承認をいただきましたら、12月議会に報告し、公表していくという予定となっております。

資料の説明は以上でございますが、本年度、取組対象とした3つの事業について説明させていただきます。

まず、学力向上対策につきましては、「学力対策第二ステージ」の最終年度に当たります平成29年度から4年間「学力向上アクティブ・プラン」を展開しております、これまでの取組を継承しながら、充実を図っているところですが、昨年度の全国学力・学習状況調査では小学校では全国レベルを維持しておりますが、中学校においては改善傾向ではあるものの、目標の全国レベルには至っていない状況にあります。そこで、学校への指導・支援の体制の強化として、昨年度「学力向上推進室」を設置し、推進室では学校運営に対する支援と、教員への指導・助言を行っております、学校運営には学力向上推進員が、また、教員の指導には指導主事が、それぞれ支援や指導を行っております。本年度は、県から更に支援をいただきまして、指導主事3名と、学力向上推進員1名が

増員されておりますので、中学校16校の教科会へ定期的に参加するとともに、小規模校においても、教科間連携として支援訪問を行うなど、全ての中学校への支援を、より充実させていくこととしております。

また、昨年度からの引き続きになりますが、各学校の実態に応じた、学力向上の取組を支援するとともに、新学習指導要領の完全実施に向けて、教育課程の見直し等の取組を推進してまいります。

二つ目は、「特別支援教育の充実」についてです。

本年度の特別支援学級の設置数は197学級、在籍する児童生徒数は、5月1日現在で766人となっており、平成27年と比較しますと、特別支援学級の在籍率は2.5パーセントから3.6パーセントに増加しております。児童生徒総数が減少している状況から見ると、特別支援学級の在籍数は増加している状況です。

また、通常の学級でも、昨年12月に実施した「特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する実態調査」では、発達障害の診断のある児童生徒が、小学校等で2.5パーセント、中学校等でも3.3パーセント在籍しているとの報告もございまして、特別支援学級や特別支援学校だけではなく、通常の学級においても、取組を行っていくことが重要となります。このことから、特別支援学級や特別支援学校に対しては「特別支援学級サポート事業」として、経験豊富なスーパーバイザーを派遣し、担任や特別支援学校の教員の専門性の向上を図っていくとともに、通常学級に在籍する発達障害等のある児童生徒に対しても、「教育相談充実事業」として、臨床発達心理士等の資格を持つ相談員を配置し、安定した学校生活を送ることができるよう支援しながら、保護者や教員に対しても指導や助言を行ってまいります。

三つ目は、「児童生徒の安全対策の推進」です。

本年4月から「高知県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が施行され、学校は、児童生徒に対し、発達段階に応じた自転車交通安全教育に努めること、また、保護者は児童生徒が自転車利用する際には、ヘルメットを着用させるように努めることが規定されました。この条例施行を受けまして、市立学校に通う生徒の保護者に、通学用ヘルメットの購入費を助成する事業を本年度から実施しており、今後ヘルメット購入を希望する方全員に対応できるよう、県とも連携しながら予算の確保に努めてまいります。

また、ヘルメット着用を推進する取組につきましても、検討委員会を設置し、有識者や保護者、警察、交通安全会議等からご意見をいただきながら、通学時のヘルメット着用の啓発を図ってまいります。そのほか、「ブロック塀等改修事業」につきましては、昨年6月に発生した大阪北部地震でのブロック塀の倒壊事故を受けて、文部科学省から安全点検と必要な安全対策を実施するよう通知があり、本市でも市内59校の緊急安全点検を行いました。当初、優先度の高いものから順次工事を行っていく予定でしたが、点検によって、新たに危険と判定された塀や建築基準法に適合していない塀も判明しましたことから、計画の見直しを行い、事業を前倒しして行うこととしております。改修に際しましては、国がブロック塀の改修に対し、臨時特例交付金を創設しておりますので、その財源を活用しながら、改修工事を進めてまいります。

対象事業の取組の説明は以上です。

山本教育長

この件に関しまして、質疑等ございましたらお願いいたします。

西森委員

3点あります。まず、ヘルメット着用ですが、これについては校則化の動きはありますか、というのが質問の1点目でございます。校則にできない理由とか事情というのがあるのかな、というように薄々普段から思っておりました。

それからもう一つ、ブロック塀改修をこの事務の点検項目に入れている件ですが、これについては、点検評価項目はどう設置されるのだろうと思っております。というのは、過去の分を見まして

も、非常に複合的な施策を組み合わせて、取り組んでいくというか、重たい案件が多いと思います。ブロック塀の改修で交付金もあってという、あとは実施あるのみという感じがしますが、事務の点検評価項目というときに、外部委員さんに一体どういった提言を期待されるのか、そういう意味では、ここにあって挙げる理由というのはどういったことなのか、という点が疑問でございました。

三つ目は、2番の特別支援教育の件でございます。ただいまも特別支援学級と、それからいわゆる通常学級に通っている中で特別な支援を要する児童生徒に関して、両方に目配りした内容で、今回の課題を設定されているというふうにお聞きいたしました。特別支援教育相談の対象は、保護者、教員であるというようなことでもございましたよね。昨年、特別な支援を要するお子さんとの関係で、学校が非常に対応に苦慮しているという事例があったように思っておりまして、非常に全員にとって余り嬉しくないというか、余り良くない結論になっているケースもあろうかと思うのですが、その辺りについて、子供さんのことももちろん大事ですが、学校現場にとっても少しでも負担が軽くなっていくというか、悩みを少しでも軽減していけるような、そういった施策を織り込んだ形で、是非、点検や評価をいただきたいと思うわけです。その辺りのところについて、最後のは質問というよりは意見になってしまうかもしれませんが、お聞かせいただければと思います。

山本教育長

まず、校則化ですけれども、高知市ではこれまで中学校の通学で使っている場合についても、校則化をせずにきました。今回、県の方で条例ができた中で、保護者に対して、子供さんにヘルメットを被らせることが努力義務ということになっています。長年の経過がある中で、いきなり校則という形を採ってしまうと、例えば、学校へ来るときだけヘルメットを被るけれども、それ以外では被らないということも考えられるのではないかとということで、今回、議会の中でも質問が出ましたが、教育委員会としては、やはり自発的に必要性を子供たちが理解した上で、自発的に被ってもらえるということも大事ではないかと。校則化してしまうと、それに対する反発が出てきてしまうことも危惧するところではありますので、最終的に目標としては当然、校則化というのも必要だと思いますけれども、まずは子供たちに被る必要があるんだよ、自分たちのためを思っていることなんだよ、というのをきちんと分かってもらった上で、被ってもらいたいというのが今一番必要なのかと思っています。ですので一旦は、先ほど少し説明の中にもありましたけれども、協議会を作って市P連でありますとか、警察とか、いろんなところに協力をいただきながら、それぞれがこの件に関してどういうことができるのか、逆に教育委員会にどういうことを求めているのかというのをご意見お伺いしながら、場合によったら、子供たちからのアンケートも採りながら取り組んでいきたいというふうに思っています。

あとブロック塀でございますけれども、これまでも一番最初の評価の中でいいますと、学校施設の耐震化なんかも評価項目という形で入れてきておりました。それで今回、安全対策という中でいいますと、これも非常に大事なことであるということで、確かに評価項目としてはももとの計画はありますので、その進捗ぐらいという形にはなりますけれども、やはりこういう形で子供たちの安全対策に取り組んでいるというところを説明する意味では、耐震化と同じような形で入れさせていただいたというところでございます。

続いて、教育相談につきまして、お願いします。

弘瀬教育次長

西森委員さんからの指摘のとおり、やはり特別な支援を要する子供の対応ということで、学校が苦慮する、あるいは、対応しても保護者との関係性がうまく築けずに、その課題解決にかなり時間を要しているという事例が、昨年度は結構な数ありました。もちろん、その対応は教育委員会と学校が協力しながら進めていくわけですが、どうしてもそういう対応の中で、専門的な知見からのアドバイスということも必要になると思いますので、臨床心理士の方、あるいは医師の関係

の方、あるいは法的なことでの対応が必要な場面もあり、弁護士の方に相談、アドバイスもいただきながら対応してきたということです。何か特効薬があるというものでは決してないと思いますので、本年度についても、ケース・バイ・ケースになるとは思いますが、まずは、保護者や児童生徒に寄り添った対応というのを基本としながらも、ときにはやはり、そういった法的なことの根拠に基づいて、チームで対応していかなければならない場面も出てくるかなと考えているところです。先々でいうと、教育長にも随分考えていただいているところですが、教育委員会の中に、警察関係の方を常駐していただくとか、弁護士資格を持っている方を常駐してもらうような形で、そういった体制を強化することで、より学校への支援というのも充実していくのではないかなというふうに考えています。漠然とした説明で申し訳ないですが。

西森委員

いいえ、とんでもありません。今回のテーマ2のところ、関係することなのかなと思いましたので、ご提言をいただけたら大変有り難いなと思った次第です。ありがとうございました。

山本教育長

少し抜かりましたけれども、昨日の新聞に、子供たちが事故に巻き込まれたというのがあったと思いますが、自転車に乗っていた二人とも、ヘルメットを被っていたようです。そういうところなども、協議会の中で紹介していきながらやっていきたいと思います。車が当たったことによって、全身打撲があったようですが、頭に怪我がなかったので、ヘルメットの着用というところも大きいのかなというふうに思っていますので。

森田委員

先ほどのヘルメットのことで、もしお分かりでしたら教えていただきたいと思います。学校の先生方や学童の先生なども含めて、学校に出入りする、指導する教職員たちのヘルメット着用というのは、自由ですか。子供たちが先生を見て、「先生もヘルメットを着用しているから」ということで、着用することなどもあるかと思ひまして。

弘瀬教育次長

教育委員会の方から学校の教職員の方に、ヘルメット着用をお願いを具体的にはまだできておりませんので、7月の校長会で呼び掛けもさせていただきながら、自転車で通勤している教職員の方への教育もお願いをするとともに、教育委員会の事務局の職員に対しても、教育長から着用の呼び掛けをしていただいております。教育委員会の職員あるいは教職員共々、着用率を上げることで生徒も「被らないといかんのかな」というような意識の向上につながっていけばいいかなと思っています。ただ、学校の先生方、全く被っていないとか、どのぐらい被っているとか、その辺の状況が分からないので、そういったお答えになりますけれども。

森田委員

ありがとうございます。

山本教育長

新聞でも特集されていましたが、子供さんの意見で、危ないのは子供だけでなく大人もそうだよというのは、子供たちからしてみれば正直な意見かなとも思います。条例ができたときから、交通安全の所管する部の部長から市の職員に対しても協力をお願いがありました。県警の方は当初、義務化するという話があったようですが、通勤までは義務化ができないということで、交番なんかで乗る際には必ず被るというような形の対応に変わったようです。私も教育委員会もこの前の部内の会の中で、公用で自転車に乗る場合については、ヘルメットを被っていただくということで、ヘルメットの購入について、所課長をお願いをしたところでございます。

この前の議会の委員会の中でも、委員さんの方からも義務化はしないのか、教育委員会としてもう少し毅然とした態度で、決意を持って臨んでほしいというようなご意見をいただきましたし、校則の中で決めてもらうと使用がしやすいというような話もございました。そういうのも協議会の中

で、PTAの素直な思いというところも聞いて、学校に期待するところも。学校にしてみても、校則になれば当然それを守ってもらう必要がありますので、指導の部分も出てきますけれども。7時半とか早い時間から来られる子供さんまで、学校で全て確認ができるかというとなかなか厳しいですから、地域の方のお力も借りながらでないといけないと難しいですので、どのような形ができるのか、そういうところも話し合っていくと。

西森委員

全く余談ですけど、交通事故賠償で過失をとるときに、もしかしたら今後変わるかもしれないですね。工事現場なんかだと、ヘルメットを被っていないというのは過失といえますか、労働者の方で要素になる場合がやっぱりあります。工事現場で事故に遭ってヘルメットを被っていなかったというのは。それはやっぱり労働者自身の義務があるという発想だと思うのですが、自転車も今後それが社会との調律で、それが大きく義務という形になってくると、交通事故賠償の中でそれが加算減算要素になる日が来るかもしれないですね。

山本教育長

そうですね。条例ができて努力義務という形で。それから県内でいいますと、高知市以外のところは義務化がされていますので。市外に行きますと、よく白いヘルメット、青い線が入ったのをみんな被って乗っているじゃないですか。昔からそういう形が進んできていますので。高知市の取組が一番注目をされていると。あとは高校生ですね。高校生は県内どこも義務化されていないので、そこは今、県立高校と私立の学校については、県が補助を作って被ってもらうように話をしているようですけど。市は高知商業高校と特別支援学校の高等部が対象ですので、そこについては、またお願いもしていこうと思っています。そこが一番難しいなというように思います。

それでは、この件の質疑を終了しまして採決に移ります。市教委第30号「令和元年度教育委員会事務の点検・評価について」は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

—————【異議なし】—————

山本教育長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第30号は原案のとおり決しました。

それではご同意もいただきましたので、今年の点検・評価については、提案しましたこの3つの項目について作業開始をし、11月までにまとめたいと思っております。またよろしくお願いをいたします。

それでは続きまして、報告事項「第470回高知市議会定例会に提出する予算議案及び予算外議案に対する意見についての教育長専決処分の報告について」及び「令和元年6月市議会個人質問概要について」、事務局から説明をお願いいたします。

教育政策課長補佐

「第470回高知市議会定例会に提出する予算議案及び予算外議案に対する意見についての教育長専決処分の報告について」ご説明いたします。

お手元に別にお配りしております「令和元年6月市議会定例会提出議案一覧（教育委員会所管分）」をご覧ください。

教育長の専決を受けまして、今議会に提出いたしました議案は、予算議案1件のほか、予算外議案2件でございます。

それでは、1の予算議案からご説明いたします。

(1)「自転車ヘルメット購入助成事業費」の増額補正280万円でございますが、自転車ヘルメットの着用を促進することを目的に、高知市立の中学校、義務教育学校の後期課程、特別支援学校の中等部及び高等部並びに高知商業高校に通学する生徒の保護者に対しまして、自転車ヘルメットを購入する際の費用を助成するもので、助成内容といたしましては、ヘルメット購入者に2,000円を助

成する一律助成に加えまして、就学援助認定者にはさらに2,000円を上乗せして助成するものでございます。

当初予算におきまして、一律助成1,047件分と上乗せ助成400件分に事務費を加えました、計300万円の予算を確保しておりましたが、本年5月17日時点で936件の助成の申請がございまして、予算の不足が見込まれますことから、一律助成953件、上乗せ助成400件分の280万円の補正を行うものでございます。

続きまして、2の予算外議案についてご説明いたします。

(1)「指定管理者の指定についての市長専決処分の承認議案」でございしますが、高知市青年センターの指定管理者として、平成28年4月1日から令和3年3月31日までの期間で、任意団体である高知市青年センターサークル協議会を指定しておりましたが、同協議会が、平成31年4月1日付けで、一般社団法人高知市青年センターサークル協議会を設立し、法人格を取得いたしましたことから、高知市青年センターの管理・運営に支障が生じないようにするため、指定期間の残期間である令和3年3月31日までの2年間、同法人を指定管理者として指定することとし、平成31年4月1日に市長が専決処分をいたしましたことから、今議会におきまして、市議会の承認を求めるものでございます。

なお、高知市青年センター指定管理者審査委員会で審査を行った結果、旧団体から人的・財産的基盤を承継し、これまでと変わらず適正な施設の管理運営を期待でき、また、法人格の取得により社会的信用が高まるとともに、効率的な組織運営が期待できるため、これまで以上に指定管理業務の適切な遂行が期待できるという報告を、審査委員会からいただいております。

次に、(2)「潮江市民図書館耐震補強及び大規模改修工事請負契約締結議案」でございしますが、お手元の資料集の1頁に「入札経過表」を添付しておりますので、併せてご覧ください。

この工事につきましては、本年5月10日に、一般競争入札を実施いたしました結果、株式会社龍建設と203,824,500円で請負契約の締結を行おうとするものでございますが、契約の締結には議会の議決が必要であるため、今議会に議案を提出したものでございます。

工事内容といたしましては、南海トラフ地震に備え、利用者の安全を確保するとともに、地域住民に安全な避難場所を提供するための耐震対策を実施し、併せて地域の防災及びコミュニティ活動の拠点としての活用を図るため、老朽化対策及びバリアフリーのための改修と、津波避難ビル指定を想定し、防災備蓄倉庫を設置するものでございます。

今年度中に耐震補強・建物改修工事を完了し、令和2年度の供用開始を目指すものでございます。

図書移転や工事のため、潮江市民図書館は約1年間休館いたしますが、利便性の確保のため隣接するアスパルこうちに、予約本の受取りや返却を行える潮江市民図書館サービスポイントの設置をいたしております。

説明は、以上でございます。

山本教育長

この件に関しまして、質疑等ございましたらお願いいたします。

西森委員

2の(2)についてです。入札した22社ということで、かなり活況を呈したのだなと思うのですが、こういった耐震補強とか改修というとこれぐらい競争が発生しているものですか。

山本教育長

工事にもよります。多分、大体この時期が、国、県、市の予算が年度末であり工事が終わりますので、4月、5月というのは割と業者にしてみたら手持ちがなくなっている時期です。ちょうど5月10日にこれを出しましたので、手持ちがないところにとっては取りたいということで、経過表を見てもらったら分かるように、最低制限価格より下で入れているところがあります。相当取りたか

ったのかなど。ただ、これがまた後の方になってきますと、それぞれ業者が手持ち工事を抱えてくると、手を挙げていただけなくて、1社、2社とかいうような入札も出てきたりします。

西森委員

分かりました。すごいですね。

山本教育長

それでは次に、「令和元年6月市議会個人質問概要について」、事務局から説明をお願いします。

教育政策課長補佐

A4の資料、「令和元年6月市議会 個人質問 概要」と書いた資料をご覧ください。

6月18日から21日までの期間で行われました6月市議会定例会において出されました教育委員会に関わる個人質問の概要について、簡単にご報告いたします。

教育委員会関係では、質問議員全20人中9人の議員から、全部で34問のご質問がございました。

多かったご質問といたしましては、「働き方改革」に関して9問、「自転車の安全対策」に関して9問、「学力テスト」に関して5問のご質問がございました。

そのほかにも、「主権者教育」、「家庭訪問の実施」に関するご質問などがございました。

詳細につきましては、資料の方をご覧くださいだと思います。

報告は、以上でございます。

山本教育長

ありがとうございました。

今回の議会が4月に市議会選挙があって初めての議会ということで、新しく議員になられた方は全員、個人質問に立たれました。その中で項目一例言いますと、この個人の2番である甲木さん、それから個人の4番の木村さんなど、そういう方からご質問をいただきました。甲木さんは私立学校の方で教員をされていたということもあって、子供のヘルメットなどについても、実際、子供たちから意見を聞いたりしたことを反映しながら質問をされていましたし、木村さんは働き方改革についてご質問をいただいたところです。あと、一番最後ですけれども、高知新聞で少し紹介をされましたが、一ツ橋小学校が家庭訪問を保護者の希望制に変えたということの質問がありました。家庭訪問本来の役割があるのではないかという議員さんの考えのもと、確かに学校が忙しいことも分かる、保護者のアンケートを採れば、家庭訪問があれば家の掃除も大変なのでそれを嫌がるということも分かる。しかし、家庭訪問の役割があるのではないかという思いから、ご質問をされたというところがありました。

ほかに何か、ご質問等はございますでしょうか。

森田委員

よろしければ参考のために教えてください。教員の働き方改革に関する関心があるという中で、何を減らすとか、何を増やした方がいいとか、希望や望む声、質問される方の要望など、一番業務の負担になるのは会議、アンケートとか、何か見えない時間ですが、どういう声をお寄せになったのかなと思ひまして。

山本教育長

具体的な希望というよりも、教育に関してどう取り組んでいくのか、1か月の上限時間が45時間というふうに決められた、それをどういう形で担保していくのか、というような形の確認がメインです。希望でいいますと、個人の7番のはたさんになりますけれども、②の質問がそうですけれども、教職員のアンケート調査を何か持たれていたようで、具体的な意見を幾つか紹介され、それについてどうなのかというような質問がありました。この方のスタンスとして学力向上をというよりも、もっと主体的なことを子供たちに競争を促すのではなく、子供たちが学校へ行きたくなるような形の取組をするべきでないか、教員は今、仕事だけでも大変なのに、それ以上仕事を増やさないで、というような形の質問でございました。

森田委員

両立が大変なところですね。

山本教育長

ただ、高知市の学力向上の取組というのは、競争を促すといよりも、教員の指導力向上とか子供たちが授業に興味を持てるような授業をし、主体的に取組ができるような形の取組が高知市の学力向上の取組ですので、そういうような形で答弁をさせていただいて、決して子供たちに競争をあおるような形で学力向上を図ってはおりません、という説明をさせていただきました。

森田委員

ありがとうございました。

西森委員

はた議員さんのお話はそういうことだったのかと思いながら読んだことですが、学力向上というのはある意味、教員の基幹業務ですよ、一番だったと私は思っていたのですが、そんなに危機はないと思っていいのですか。学力よりも別のところに教員がやらなければいけないことがあるでしょう、という意見も余り聞かないように思うのですが。そういうことまでおっしゃってるわけではないですよ、多分。すると、学力とは何か、それに向けて正しい学力向上とは何か、というその論点は分かるんです。ただ、それと教員の働き方といったときに、でも学力向上に取り組むのは教員の基幹業務で、そこは外せないのではないのかなと思います。

山本教育長

自分の答弁の中でも、子供たちの学力をつけるのは教員の業務の一番の目的ですというのは答弁をさせていただいて、働き方改革で教員が楽になるというようなイメージがありますが、そうではなく、確かに忙しいというのはありますけれども、少しでも仕事の内容を見直して、子供と向き合う時間を作るということが働き方改革の目的ですので、そういうところも今後もう少し表へ出して、忙しさの解消だけではなく、先生方は本当に忙しく、向き合いたくても向き合えない状況を改善し、子供たちのために先生の働き方改革をしたいということを、伝えていきたいと思っています。

よろしいでしょうか。

西森委員

ありがとうございました。

山本教育長

ほかに質疑等はありませんか。ほかに質疑等もないようですので、以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。これで、教育委員会を閉会いたします。

閉会 午後4時10分

署 名

教育長 _____

5 番委員 _____